

小郡市立小・中学校小規模校
オンライン英会話委託業務
公募型プロポーザル実施要領

令和元年 7 月

小郡市教育委員会 教育部教務課

1 目的

小郡市立小・中学校小規模校オンライン英会話委託業務は、小郡市における小規模校の魅力づくりの一環として、小郡市立立石小学校、小郡市立宝城中学校及び小郡市立立石中学校の児童生徒を対象に、ＩＣＴ機器を活用した外国人講師との個別対面式による英会話授業を実施することで、グローバル社会に対応するための英語による基礎的なコミュニケーション能力の育成を図るものである。

この要領は、「小郡市立小・中学校小規模校オンライン英会話委託業務」の受託候補者について、公募型プロポーザル方式により相手方を特定し、契約を行うための必要な手続等について定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

小郡市立小・中学校小規模校オンライン英会話委託業務

(2) 業務内容

別紙「小郡市立小・中学校小規模校オンライン英会話委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに

(3) 履行期限

契約締結日から令和2年3月31日まで

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱(昭和62年小郡市告示第27号)に基づく指名停止を受けていない者(公告から受託候補者の特定の日までの期間の一部又は全部が、指名停止の期間に該当しない者)
- (3) 小郡市建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱に基づく警告又は注意を受けていない者(公告から受託候補者の特定の日までの期間内に警告又は注意を受けていない者)
- (4) 国、地方自治体又は学校法人において、義務教育課程における児童生徒を対象としたオンライン英会話事業又はこれに類似する事業実績が1件以上ある者

4 プロポーザルに係る日程

- | | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| (1) 公告・実施要領公表 | 令和元年7月19日(金) |
| (2) 質疑受付期間 | 令和元年7月19日(金)～7月26日(金) |
| (3) 質疑回答期限 | 令和元年7月30日(火) |
| (4) 参加表明書提出期間 | 令和元年7月19日(金)～8月2日(金)
午後5時必着 |
| (5) 提案資格確認通知及び
提案書提出要請 | 令和元年8月8日(木) |
| (6) 提案書提出期間 | 令和元年8月9日(金)～8月22日(木)
午後5時必着 |
| (7) プレゼンテーション及び
ヒアリング実施日 | 令和元年8月27日(火) |
| (8) 審査結果通知及び公表 | 令和元年8月30日(金) 予定 |

5 担当部局

小郡市教育委員会 教育部教務課教務係（担当：佐藤）
〒838-0198 福岡県小郡市小郡255番地1
TEL：0942-72-2111（内線512）
FAX：0942-73-5860
メール：kyomu@city.ogori.lg.jp

6 参加表明書の提出手続

本プロポーザルへの参加表明者は、次のとおり書類を提出するものとする。

- (1) 提出書類
 - ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
 - ② 「3 参加資格」（4）の要件を満たすことを証する書類（契約書類の写しなど）
- (2) 提出期限
令和元年8月2日（金）午後5時まで
- (3) 提出場所
「5 担当部局」のとおりに
- (4) 提出方法
持参又は郵送に限る（提出期限必着）
- (5) その他留意事項
 - ① 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
 - ② 参加表明書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - ③ 提出された参加表明書は、返却しない。
 - ④ 提出された参加表明書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
 - ⑤ 提出後における参加表明書の差し替え又は再提出は認めない。
 - ⑥ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とする。
 - ⑦ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

7 提案書の提出手続

- (1) 提出書類
 - ① 提案書（様式第7号）
 - ア 表紙のみ「様式第7号」を使用すること。
 - イ A4版・両面印刷可・長辺綴じ（資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合は、片袖折りにして綴じ込むこと）
 - ウ 提案書中には提案者名が判別できる記載を行わないこと。
 - エ 業務実施体制、オンライン英会話において使用する教材等が分かるものを含むこと。
 - ② 見積書（任意様式）
 - ア 業務ごとの明細が分かるようなものであること。
 - イ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積書の上限は「8 提案上限価格」に示す費用の上限額を予定価格とする（消費税及び地方消費税を含む）。
 - ③ 業務実績書（任意様式）

提案者が国、地方自治体又は学校法人において実施した、義務教育課程における児童生徒を対象としたオンライン英会話事業又はこれに類似する事業の概要が分かるもの（実施件数が分かるように記載すること）。
 - ④ 会社の概要資料（パンフレット等）

- (2) 提出部数
原本1部、写し10部
- (3) 提出期限
令和元年8月22日(木)午後5時まで
- (4) 提出場所
「5 担当部局」のとおり
- (5) 提出方法
持参又は郵送に限る(提出期限必着)
- (6) その他留意事項
 - ① 提案書の作成又は提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - ② 提出された提案書は、返却しない。
 - ③ 提出された提案書は、提案資格の確認及び受託候補者の特定以外に提案者に無断では使用しない。
 - ④ 提出後における提案書の差し替え又は再提出は認めない。
 - ⑤ 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
 - ⑥ 郵送等の通信事故において、市はいかなる責任も負わない。

8 提案上限価格

本業務の提案上限価格は、2,195,000円とする(消費税及び地方消費税10%を含む)。

9 実施要領に対する質問

- (1) 提出期限
令和元年7月26日(金)午後5時まで
- (2) 提出場所
「5 担当部局」のとおり
- (3) 提出方法
 - ① 質問は書面で行う。様式は任意とする。
 - ② 「5 担当部局」へ持参、ファックス又は電子メールにて提出すること(提出期限必着)。なお、口頭(電話等)での質問は受け付けない。
- (4) 回答方法
当該質問者に対し、ファックス又は電子メールにて回答書を送付する。ただし、全業者に係る質問への回答については、小郡市ホームページ(<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>)において公表する。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- (1) 実施予定日
令和元年8月27日(火)
- (2) 所要時間(準備時間を除く)

プレゼンテーション	25分	
ヒアリング	15分	合計40分
- (3) 開催場所
小郡市役所(会場未定)
- (4) 審査基準
別紙「小郡市立小・中学校小規模校オンライン英会話委託業務提案審査基準」を参照のこと。

(5) その他留意事項

- ① プレゼンテーションの参加人数は、3人までとする。
- ② プレゼンテーションは、提案書の内容に沿って行うものとする。
- ③ プレゼンテーションには、「小郡市立小・中学校小規模校オンライン英会話委託業務提案審査基準」に記載の内容について重点的に説明を加えること。
- ④ プレゼンテーションでは、実際にオンライン英会話を行っている様子を撮影した動画を準備の上、5分程度上映すること。
- ⑤ プレゼンテーションに必要な機材等は、プロジェクタ及びスクリーンを除き、提案者が用意すること。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングは、提案者が1者の場合でも行う。
- ⑦ 提出された提案書に添付していなかった資料を新たに提出することはできない。

1.1 受託候補者の特定方法

- (1) 提出された提案書を基に、プレゼンテーション等を通して、別紙「小郡市立小・中学校小規模校オンライン英会話委託業務提案審査基準」に基づき、小郡市立小・中学校小規模校オンライン英会話委託業務提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）の選定を経て、当該業務について最適な者を受託候補者として特定する。
- (2) 審査委員会の審議は、非公開とする。
- (3) 基準点は、480点（60点×審査委員8名）とする。全ての提案者の提案内容が基準点に満たない場合は、受託候補者なしとし、このプロポーザルは流会とする。
- (4) 受託候補者は、審査委員全員の合計得点の最高得点者とする。ただし、基準点を満たしていること。
- (5) 最高得点者が2者以上いる場合、以下の審査項目順に、得点が高いものを受託候補者とする。なお、審査項目の比較は、点数差が出るまで①から順に比較していく。
 - ① 実施体制及び危機管理体制
 - ② 提案内容の妥当性及び実現性
 - ③ 外国人講師の確保及び指導力の担保
 - ④ 受託業務に対する基本的な考え方
- (6) 次順位者の繰上げ
受託事業者が委託契約を履行できない何らかの事由が生じた場合、次順位以下となった提案者のうち、評価等が上位であった者から順に、委託業務についての交渉を行うものとする。

1.2 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合
- (3) この要領で示した、提出期限、提出場所、提出方法、その他留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

1.3 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果については、プロポーザル審査結果通知書（様式第8号、様式第9号）により、提案者全員に通知する。
- (2) 審査により特定された受託候補者の名称と提案の概要及び選定理由を、小郡市ホームページ（<http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>）において公表する。
- (3) 審査経過及び審査内容については、小郡市情報公開条例（平成12年小郡市条例第10号）等関連規定に基づき不開示とする。また、審査結果に対する異議等については、一切応じない。

1 4 各関係法令の遵守

受託事業者は、各関係法令並びに小郡市条例、規則、規程及び要綱を遵守することを誓約するものとする。